



2011.9

消費者相談室ニュース

お手持ちの商品券はまだ使えますか？

2010年4月1日から施行された「資金決済に関する法律」により、利用できなくなる商品券やギフト券が増えています。お手持ちの商品券について、券面に記載されている有効期限内であったとしても、商品券の利用が終了され、払戻し手続きがされていないかどうか御確認ください。

商品券の払戻し手続きを実施中・実施予定の発行者等は、下記に記載した金融庁のホームページで確認できます。消費者庁、国民生活センターのホームページからも同じ情報を見ることができます。

金融庁ホームページ：<http://www.fsa.go.jp/policy/prepaid/>

ホームページを見ることができない場合は、

金融庁「金融サービス利用者相談室」TEL:0570-016-811、

IP電話・PHSからは03-5251-6811にお問い合わせください。

- 利用終了とされた商品券は、60日以上の払戻し申出期間が設けられます。この期間内に申し出れば、額面通りの払い戻しが受けられます。
- 商品券の払戻し申出期間が終了しても、債務の弁済を請求することは可能です。すぐに廃棄したりせず、まずは発行者に問い合わせてください。

消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。

主婦連合会 消費者相談室

月・水・金 10:00～16:00

千代田区六番町15番地 主婦会館プラザエフ3F

TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864

URL <http://www.shufuren.net/wordpress/cc/>

